

高知県木材安定供給推進事業実施基準

第1 間伐材生産等

1 事業実施の条件

(1) 共通事項

ア 原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとし、人工林や天然林の別を問わない。ただし、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下、要綱という。）別表第1に定める要件を満たす場合のほか、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる資料を高知県木材安定供給推進事業実施要領（以下、要領という。）第5に定める事業計画と合わせて提出することで、森林経営計画対象森林以外でも実施することができる。

なお、その場合の確認できる資料は森林経営計画の承認申請書（写し）または別紙1のとおりとし、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とした場合、森林経営計画の承認申請書（写し）を提出すること。

イ 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき補助を受けた補助金相当額を返還すること。

ウ 事業の実施にあたっては、森林保険の加入に努めるものとする。

(2) 間伐材生産

ア 間伐材の生産は事業実施主体毎に、事業実施面積の過半から搬出すること。（施行地単位では、すべての施行地から搬出を行うこと。）

イ 間伐材の生産は対象齢級の制限を設けないものとし、不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数のおおむね30%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から30%未満とすることが適切であると判断される場合はおおむね20%。）以上伐採する場合に補助対象とする。なお、「おおむね」の範囲は、規定された数値の2割以内とする。

ウ 伐採率については、イに定める下限のほかには上限は特に設けないが、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。）に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。

エ 対象森林は、過去5年以内に同一施行地において県の補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。

ただし、ウの規定（他の補助事業の場合はウと同様の規定）により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を30%未満とすることが適切であると判断され、20%以上30%未満の伐採が行われた施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施することができる。

また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であつて、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施す

る必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。

オ その他付帯施設整備は、間伐材の生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。

カ 関連条件整備活動等は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等のほか、間伐等の施業と一体的に実施する森林作業道の整備、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去等、間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。

なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。また、伐採木を搬出せずに付帯施設整備の資材等として林内で活用する場合は、当該伐採木の材積は、搬出材積としては取り扱わないものとする。

(3) 省力・低コスト造林対策（再造林のトータルコスト削減・省力化）

対象森林は、過去5年以内に同一施行地において県の補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。

2 事業の実施方法

(1) 間伐材生産

ア 事業実施にあたっては、森林法などの法令を遵守すること。

イ 間伐材の生産及び保育間伐は、事業地内をまんべんなく実施するものとするが、林縁、風衝地など風害の恐れがある区域や適正な成立本数を確保する必要がある場合は、所定の伐採率をおおむねの範囲で低減できる。

ウ 掛かり木は適切な方法で除去を行うこと。また、伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。

エ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。

オ 列状間伐における伐採列数は、原則として1列とし、残存列を1列から4列までとする。間伐率は、伐倒列と残存列を合わせたものとする。

(2) 省力・低コスト造林対策（再造林のトータルコスト削減・省力化）

ア 事業実施にあたっては、森林法、林業種苗法などの法令を遵守すること。

イ 申請面積は、植栽面積とする。

ウ 伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。

エ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒木や枝条を放置しないこと。

オ 搬出材積については、市場等における搬入先の仕切書及び伝票等によるものとし、森林所有者及び施行箇所が確認できるものとする。

また、搬出材積の集計について、末木枝条やチップ材の低質材等の材積換算は、1トン当たり1.2立方メートルとする。

カ 植栽本数は、1ヘクタール当たり植栽本数が1,500本未満（コンテナ苗植栽については1ヘクタール当たり500本未満）のものは、補助対象としない。

キ 苗木については、林業種苗法第18条に定める表示票等で系統及び数量を確認できるよう管理すること。ただし、自家生産苗を自己所有林に植栽する場合を除く。

(3) 省力・低コスト造林対策（下刈り及びつる切り）

- ア 事業実施にあたっては、森林法などの法令を遵守すること。
- イ 申請面積は、下刈りにあつては下刈面積、つる切りにあつては植栽面積とする。
- ウ 下刈及びつる切り作業は労働安全衛生規則を守ること。
- エ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に刈り払った草木等を放置しないこと。

3 面積及び延長

木材安定供給推進事業で申請書等に記載する面積は、次により求めるものとする。

- (1) 面積は原則として実測によるものとし、測線等を実測できるよう現地に測点杭等を残地しておくこと。
- (2) 測量方法は、ポケットコンパス等による測量又は精度の高い既存の図面（国土調査の測量成果が森林計画図と整合されているもの。）を利用できるものとする。ただし、面積1ヘクタール未満の小施行地で形状が複雑でない場合は要点間の距離測定による簡易法によることができる。（測量始点を簡易な方法で現地に表示する。）
- (3) 周囲測量の閉合誤差の許容限度は5/100とする。
- (4) 全地球測位システム（GNSS）により測量する場合は、一点当たりの許容誤差が1m以内の精度を有した機器により測定すること。なお、野帳には座標値を記載し、測点間距離（水平）に変換した数値を記入しておくこと。

4 帳簿等の整理保存

事業主体及び取扱機関は、原則として、木材安定供給推進事業に関する次の関係書類を、当該事業完了の翌年度から起算して5ヵ年間保管しなければならない。

- (1) 実施した木材安定供給推進事業の補助金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類。
- (2) 4に定める測量等に際して作成した野帳。
- (3) 事業地の施工状況等の写真、植栽樹種及び本数、間伐率及び搬出材積等を確認した書類（仕切書等）等並びにその他事業の実施を証する書類等（各種社会保険料の払込み書類等）。
- (4) (3)の施工状況等の写真は、「施工前」、「施工中」、「施工後」、「測量状況」、「はい積状況」等とし、省力・低コスト造林対策（一貫作業システム）については、伐採、集材、地拵え、植栽の各工程のそれぞれについて写真撮影し管理を行うこと。なお、撮影写真の枚数は、「測量状況」は1申請ごとに1枚程度、「はい積状況」は1施行地ごとでA,B材及びC,D材（末木枝条含む。）別に1枚程度とする。いずれにおいても、写真の内容が分かるように黒板（電子黒板）などを入れて、写真を撮影および整理に務めること（以下同じ）。
- (5) 間伐材生産については、伐採木の形状等が判別できる写真を1施行地で1枚程度撮影し、施行地内で伐採した標準的な1本の樹高及び胸高直径をスケール等で寸法の判別できるものとする。
- (6) 間伐材生産については、天然林で施行する場合は事前に標準地調査等を行い、残存木、伐採する不良木、伐採する不用木の別を明らかにするなどし、伐採率の根拠となる資料を備えること。

5 提出（添付）書類の確認

提出する書類は、原則として下記によるものとし、事業の採択要件を満たしているかを確認し提出するものとする。

- (1) 実績報告書（要綱 第5号様式）
- (2) 事業実施箇所別表（要綱 第5号様式の別紙2）
- (3) 1件ごとの証拠書類

ア 施業実施図（要綱 第5号様式の別紙2 注2）

図面の縮尺は、原則として5千分の1とする。

イ 位置図

5万分の1地形図又は適宜の管内図にその位置と番号を附したものとする。

ウ 搬出材積集計表（第1号様式）

木材安定供給推進事業で実施する間伐材生産又は省力・低コスト造林対策（一貫作業）に係るものに限る。

記載する材積については、市場等における搬入先の仕切書及び伝票等によるものとする。

エ 社会保険等の加入状況調査表（第2号様式）社会保険等の加入状況調査表は、高知県造林事業査定要領「7間接費等」により算定し、1施行地単位で作成するものとする。

オ その他の証拠書類等

（ア）事業主体が事業体等に委託し、又は請け負わせて行う事業の場合は、委託又は請負契約書の写し。

（イ）事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である事業の場合は、森林経営計画認定書の写し。それ以外の森林では別紙1。

（ウ）その他参考書類とする。

6 実行経費の精算

（1）事業終了後は、速やかに精算書、実績報告書を作成し、施行完了写真を整理し、これを添付して提出すること。

（2）本事業の補助金の額は、事業完了後に、知事の定める定額単価に間接費を加算した額（以下、「定額補助金額」という。）と事業の実行に要した経費（以下、「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動等の実行経費は、間伐材生産、省力・低コスト造林対策（再造林のトータルコスト削減・省力化、下刈り及びつる切り）の実行経費とは別に算出しなければならない。

（3）本事業と他の国庫補助事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、集材作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

（4）森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 森林所有者自らが間伐材の生産に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する「公共工事設計労務単価」により知事が定めた単価（労務資材4月単価普通作業員）を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

イ 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

ウ 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動等を活用することができる。

（5）間伐材生産及び省力・低コスト造林対策（再造林のトータルコスト削減・省力化）の補助金額は、補助対象経費として認められる実行経費が別に定める定額補助金額を上回れば、この定額補助金額を上限とし、下回る場合は実行経費のうちの補助対象経費を補助金額とする。

ア 間伐材生産、省力・低コスト造林対策（再造林のトータルコスト削減・省力化、下刈り）、定額補助金額 < 補助対象経費として認められる実行経費

→間伐材生産、省力・低コスト造林対策（再造林のトータルコスト削減・省力化、下刈り）の定額補助金額を適用

イ 間伐材生産、省力・低コスト造林対策（再造林のトータルコスト削減・省力化、下刈り）の定額補助金額 > 補助対象経費として認められる実行経費

→補助対象経費として認められる実行経費を適用

また、補助金の算定については、高知県木材安定供給推進事業査定要領によるものとする。

（６）関連条件整備活動、森林作業道及び鳥獣害防止施設（以下「関連条件整備活動等」という。）の補助対象経費として認められる実行経費が、それぞれの定額補助金額を上回れば、この定額補助金額を上限とし、下回る場合は実行経費のうちの補助対象経費を補助金額とする。

①関連条件整備活動等の定額補助金額 < 補助対象経費として認められる実行経費

→関連条件整備活動等の定額補助金額を適用

②関連条件整備活動等の定額補助金額 > 補助対象経費として認められる実行経費

→補助対象経費として認められる実行経費を適用

＊関連条件整備については、別紙２の関連条件整備に係る注意事項を事前に確認しておくこと。

（７）関連条件整備活動、森林作業道、鳥獣害防止施設、間伐材生産、省力・低コスト造林対策（再造林のトータルコスト削減・省力化、下刈り及びつる切り）の実行経費はそれぞれ別に算出しなければならない。

第2 路網の整備等

1 事業費の構成

補助金対象事業費の構成は次のとおりとする。ただし、事業実施主体が、課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業にかかる消費税は、補助対象外経費とする。

(1) 請負施工

事業費	関連条件整備活動費						
	工事費	工事雑費（事業実施主体の負担）					
		本工事費	工事価格	工事原価	直接 工事費	材料費	
						労務費	
						直接経費	機械経費
							水道光熱電力料
					特許使用料		
					間接 工事費	共通仮設費 （定率）	運搬費
							準備費
							役務費
							事業損失防止 施設費
							技術管理費
							営繕費
							安全費
					現場管理費（定率）		
		一般管理費等（定率）					
	消費税相当額						
測量及び試験費							
事務雑費（事業実施主体の負担）							

(注意) 1 林業専用道(規格相当)及び森林作業道についての、工事雑費、事務雑費は補助対象外経費(事業実施主体の負担)とする。

(2) 直営施工

事業費	関連条件整備活動費	
	本工事費	資材費
		労務費
		保険料
		労務者輸送費
		運搬費
		機械損料
		準備費
		仮設費
		安全費
	測量設計費	

2 経費の積算（関連条件整備及び測量試験費を除く）

（1）林業専用道（規格相当）

- ア 直接工事費の積算は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準じるものとする。
- イ 間接工事費における諸経費（共通仮設費、現場管理費）及び一般管理費等は、「森林整備保全事業設計積算要領」に定める率を乗じて積算するものとする。
- ウ 本工事費における準備費は、支障木の伐採経費を積み上げ計上できるものとする。ただし、森林所有者から無償譲渡を受け若しくは直接購入して、搬出する場合又は、丸太組工等へ伐採木を活用する場合は、補助対象外経費とする。
- エ 工事雑費・事務雑費は、補助対象外とする。
- オ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事は、設計と分離して外部に発注すること。ただし、建設事業体（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可を受けた建設業者をいう。）との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。
本工事費の発注にあたっては、原則、競争入札とするが、やむを得ず随意契約により発注する場合は、その理由を明確にするものとする。また、その場合であっても、原則、相見積もりによるものとする。
- カ 共同事業体等で直営施工を行う場合は、（2）①によるものとする。

（2）森林作業道

① 直営施工の場合

- ア 本工事費の積算は、事業に直接必要な経費とし、その実費の積み上げとする。
- イ 本工事費における準備費は、支障木の伐採経費を含め計上できるものとする。ただし、森林所有者から無償譲渡を受け若しくは直接購入して、搬出する場合又は、丸太組工等へ伐採木を活用する場合は、補助対象外経費とする。
- ウ 工事雑費・事務雑費は、補助対象外とする。

② 請負施工の場合

- ア 直接工事費の積算は、造林関係事業標準単価表に係る森林作業道の標準単価により積算すること。
- イ 間接工事費における諸経費（共通仮設費、現場管理費）及び一般管理費等は、「森林整備保全事業設計積算要領」に定める率を乗じて積算するものとする。
ただし、請負事業体が会社組織でない場合及び自己森林において事業を実施する場合は、一般管理費等は補助対象外とする。
- ウ 工事雑費・事務雑費は、補助対象外とする。
- エ 本工事費の発注にあたっては、原則、競争入札とするが、やむを得ず随意契約により発注する場合は、その理由を明確にするものとする。

3 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の施工基準

林業専用道（規格相当）の施工基準は、高知県林業専用道作設指針に基づき実施するものとする。また、森林作業道の施工基準は、高知県森林作業道作設指針に基づき実施するものとする。

4 関連条件整備活動費

関連条件整備活動費は、対象森林の調査、森林所有者の合意形成など事業主体が林業専用道（規格相当）整備、森林作業道整備及び森林作業道の機能強化に着手するうえで直接必要となる経費とし、要綱別表第1に定める定額以内の実費の積み上げとする。

なお、調査森林の区域、調査者の出役簿及び森林所有者の同意書など経費の内容を確認できる書類を整備しておくこと。（別紙3及び別紙4を参照のこと）

5 測量及び実施設計等

木材安定供給推進事業費補助金実施要領第4の3に規定する別に知事が定める基準は以下のとおりとする。

- （1）測量等は外注できるものとし、その場合は、別添1または別添2により積算を行うものとする。積算に際しては、原則、永久構造物を補助対象としていないことや、公的施設である林道と簡易施設である作業道との違い等を考慮し、適切に実施すること。
- （2）直営施工の場合は、事業着手前の予測、事業完了後の本測及び内業（作図及び出来高設計書）に直接必要となる経費とし、その実費の積み上げとする。
- （3）延長については、路線の測点間距離の累計とし、ポケットコンパス及びメートル縄等又はオルソ画像等により行う。ただし、幅員3m未満の幅員であって、県の定める標準断面による設計の場合は、斜距離で測定した距離とすることができる。

6 標準経費（査定設計）

木材安定供給推進事業検査内規（以下、「検査内規」という。）第5のクに規定する作業道等の検査に基づき、事業体から提出された出来高設計書の事業量を確認、査定し、2の（1）に規定する請負施工に準じ経費を積算し、査定設計書を作成するものとする。

木材安定供給推進事業査定要領 2の（2）イにおける査定額とは、当該査定設計書を指すものとする。

なお、査定に用いる単価は、請負施工の場合は事業発注に適用した月の単価を適用し、直営施工の場合は事業に着手（本体工事）した月とする。

造林関係事業標準単価表については、事業に着手した月に属する単価を適用すること。

7 作業道等の現地確認

検査内規第5のクに規定する作業道等の検査については、現地確認を行い査定設計書を作成することができるものとする。

8 補助金交付申請

補助金交付申請書、補助金変更承認申請書及び補助金実績報告書に記載する事業費については、消費税を含んだ額とし、消費税相当額を備考欄に記載するものとする。

9 その他

- （1）別添3を参照すること。
- （2）事業実施主体は、路網の整備の実施にあたり、別紙4により内容を確認し、証拠書類等とともに保管しておくこと。

附則

この実施基準は令和8年9月4日から施行する。また、これに伴い「高知県木材安定供給推進事業（間伐材生産等）実施基準」及び「高知県木材安定供給推進事業（路網の整備）の実施について」を廃止する。

別紙 1 (1)

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

(補助金交付者)
高知県知事 様

住所

氏名

私は、高知県木材安定供給推進事業(間伐材生産又は省力・低コスト造林対策)の実施に当たって、次の事項について同意します。

- 1. 下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とすること。
- 2. 高知県知事が、下記の関係市町村長に対し本同意書の記載内容を共有するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(令和 年度 補助金交付申請箇所)				(単位 : ha)
番号	市町村	林班	小班	申請面積

注) 本様式は、上記申請箇所と同一林班内に森林経営計画(属人による計画の場合は該当計画面積と申請面積を併せても森林経営計画が作成できない場合を除く。)が作成されている場合又は、上記申請箇所が含まれる森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に森林経営計画が作成されている場合に使用する。事業計画書に添付することとし、提出後に内容の変更があった場合は再度提出すること。

別紙1 (2)

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

(補助金交付者)
高知県知事 様

住所
氏名

私は、高知県木材安定供給推進事業(間伐材生産又は省力・低コスト造林対策)の実施に当たって、次の事項について同意します。

なお、本紙の提出時において同一林班内又は申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に他者による森林経営計画が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができない場合も含まれます。

1. 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
2. 下記の申請箇所について、同一林班内に森林経営計画が作成されるなど計画作成の要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
3. 高知県知事が、下記の関係市町村長に本同意書の記載内容を共有するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(令和 年度 補助金交付申請箇所)				(単位：ha)
番号	市町村	林班	小班	申請面積

(林業事務所の確認欄：該当するものにチェックする)

- ☐ 上記箇所について、記載内容を関係市町村長と共有済みである。
- ☐ 上記箇所は、本紙の提出時において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。

注) 本様式は、「同一林班内等に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できない場合に使用する。事業計画書に添付することとし、提出後に内容の変更があった場合は再度提出すること。

別紙 2

関連条件整備に係る注意事項

関連条件整備は、間伐材生産等に着手する上で直接必要となる経費を対象とする。

●事業内容

- ・ 森林の特定に要する費用
- ・ 森林所有者の割出しに要する費用
- ・ 事業実施の同意の取りつけに要する費用
- ・ 現地調査に要する費用
- ・ 予備調査のための周囲測量に要する費用
- ・ 図面作成（施業図作成含む）に要する費用
- ・ その他事業着手に要する事務的費用及び実施基準で定める項目に要する費用

●対象経費

- ・ 技術者給：事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有するもの（主任技士、技師等）の労賃。

技術者給の算定については、高知県木材安定供給推進事業費補助金実施要領、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

- ・ 賃 金：日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
- ・ 旅 費：事業実施の打合せ等に必要な旅費。
- ・ 需用費：消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
- ・ 役 務 費：通信運搬費、手数料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
- ・ 委託料：資料作成、測量・調査、公告出稿料等の委託料
- ・ 使用料及び賃借料：会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
- ・ 備品・資機材購入費：事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、なた）購入費（ただし、机、いす、書庫等汎用性のあつるものを除く。）

●注意すること

- ・ 技 術 者 給：人件費。森林組合等職員の給与に充てる場合、当該事業に従事した分がわかるよう、日報等で明らかにしておくこと。
- ・ 関連条件整備活動の証拠書類等：事業を実施した日時を日報や旅行命令簿等に記録し、事業を実施した職員の給与明細の写しや旅費精算書の写し等を整理する等、適宜証拠書類を作成する必要があること。
- ・ 公有林（公社所有林含む）：関連条件整備の対象としない。
- ・ 森林整備地域活動支援交付金の交付を受けている森林：関連条件整備の対象としない。
- ・ 要綱別表 1 の低コスト再造林対策の関連条件整備活動等の関連条件整備活動の補助対象経費の採択基準のイは、補助率の額を上限とし、それに要した費用の根拠資料を整理すること。

※関連条件整備の業務日誌の参考様式は、別紙 3 のとおりとする。

木材安定供給推進事業の業務日誌

(○月) 事業体名

所属

役職名

氏名

時間外手当支給対象：対象・非対象

日 \ 時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										
21																										
22																										
23																										
24																										
25																										
26																										
27																										
28																										
29																										
30																										
31																										
勤務時間管理者 所属： 氏名：																		合計								

※注意
・公有林(公社有林含む)：関連条件整備の対象としないこと
・森林整備地域活動支援交付金の交付を受けている森林：関連条件整備の対象としないこと

費用(支給)対象者	事業の内容(参考)	証拠書類等
個人ごとに記載すること ※事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。	・森林の特定 ・森林所有者の割り出し ・事業実施の同意の取りつけ ・現地調査 ・予備調査のための周囲測量 ・図面作成(施業図作成含む) ・その他事業着手に要する事務	・出役簿 ・給与・賃金明細書 ・旅費精算書 ・その他(対象経費にかかる支払書類等)

・事業体が使用している日報(独自)様式でも可とするが、事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。
ただし、日報を作成していない場合は、補助対象経費としないものとする。

木材安定供給推進事業の業務日誌

(○月) 事業体名 ○○森林組合 所属 ○○課 役職名 ○長 氏名 高知家 学

時間外手当支給対象：対象・非対象

日 \ 時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容			
1										← A →				← B →												A(3h)森林所有者の割り出し B(5.25h)○○調査打ち合わせ			
2										← A →				← A →			← C →									A(6h)予備調査のための周囲測量 C(2h)○○開発打ち合わせ			
3										← D →				← B →			← A →									D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)事業実施の同意の取りつけ			
4										← A →																			A(9.5h)現地調査
5										← A →				← D →													A(3h)図面作成(施業図作成含む) D(5h)自主事業		
6																													
7																													
8																													
9																													
10																													
11																													
12																													
13																													
14																													
15																													
16																													
17																													
18																													
19																													
20																													
21																													
22																													
23																													
24																													
25																													
26																													
27																													
28																													
29																													
30																													
31																													
勤務時間管理者 所属： ○○部長 氏名： ○○○○															A：木材安定供給推進事業 B：○○○委託事業(○○林業事務所) C：○○○補助事業(○○森林管理署) D：自主事業										合計	A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)			

※注意
・公有林(公社有林含む)：関連条件整備の対象としないこと
・森林整備地域活動支援交付金の交付を受けている森林：関連条件整備の対象としないこと

費用(支給)対象者	事業の内容(参考)	証拠書類等
個人ごとに記載すること ※事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。	・森林の特定 ・森林所有者の割り出し ・事業実施の同意の取りつけ ・現地調査 ・予備調査のための周囲測量 ・図面作成(施業図作成含む) ・その他事業着手に要する事務	・出役簿 ・給与・賃金明細書 ・旅費精算書 ・その他(対象経費にかかる支払書類等)

・事業体が使用している日報(独自)様式でも可とするが、事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。
ただし、日報を作成していない場合は、補助対象経費としないものとする。

路網の整備チェックシート

路線名【 】

調 査 事 項	
1 切り土高の抑制	☐ 実施 ・ ☐ 不実施
2 等高線を考慮した平面図形	☐ 実施 ・ ☐ 不実施
3 設計車両を考慮した必要最小限の幅員	☐ 実施 ・ ☐ 不実施
4 切盛土量の均衡	☐ 実施 ・ ☐ 不実施
5 波形線形の採用	☐ 実施 ・ ☐ 不実施
6 こまめな排水	☐ 実施 ・ ☐ 不実施
7 洗越工の採用	☐ 実施 ・ ☐ 不実施
記 入 者：	
確 認 者：	

- (注意) 1 ☐欄にチェックを入れること。
2 路線毎に作成すること。

別添1

◎林業専用道(規格相当)測量業務の積算基準

木材安定供給推進事業の林業専用道(規格相当)測量業務を外注する場合には、
治山林道必携委託業務設計積算編(高知県林業振興・環境部 治山林道課)の林道事業調査等
標準歩掛により積算を行うものとする。

ただし、県運用事項等の中で次の項目については、下記のと通りの取り扱いとすること。

(測量業務)

1. 計画・準備

路線選定については、発注者が路線決定を指示することとし、歩掛けから技師を除くものとする。

2. 用地測量

用地測量については、計上しないものとする。

3. 保安林調査

保安林調査については、必要に応じて計上するものとし積算に当たっては、必要書類等を
勘案し選択の上積算するものとする。

(原則として、県への作業許可申請で対応できる内容であれば計上しないものとする)

(設計業務)

1. 線形計画、現地調査、線形決定

このうち線形計画は、全体計画について調査資料等の整理が一定できているものとして、
計上しないものとする。

2. 詳細設計

このうち構造物設計と構造物数量計算については、土構造を主体としていることを考慮し、
計上しないものとする。

(現場状況からやむを得ないと判断される場合のみ、必要に応じて計上する。)

3. 打ち合わせ協議

打ち合せ協議は、着手時の1回を標準として計上することとし、標準歩掛を1/3にすること。

4. 照査

照査については、計上しないものとする。

別添2

◎森林作業道測量業務の積算基準

木材安定供給推進事業の森林作業道の測量業務を外注する場合には、次の積算基準により積算を行うものとする。

第1 森林作業道測量業務の積算

1) 測量業務費の積算方法

外注する内容に従い、直接費(外業費、内業費)、間接費(測量人夫費、旅費交通費、機械損料等)、諸経費、消費税相当額に区分して算定する。

なお、積算に当たっては、下記功程によるものとし、発注の内容に従って選択するものとする。

2) 森林作業道調査設計の難易により(3)の因子により評定を行う)次のA、B、Cの3段階の地区に区分する。

区 分	A	B	C
点 数	50以下	55～80	85～90

3)

区 分	易		中		困 難	
	評定因子	点数	評定因子	点数	評定因子	点数
通勤時間	測量地点が自動車道に近いもの 徒歩時間10分以内のもの	5	測量地点までの徒歩時間が20～30分のもの	10	測量地点までの徒歩時間が30分以上のもの	15
林道の性格等	既設道路等を開設または改良するもの	5	中腹林道の性格を帯びた比較的調査の易いもの	10		15
地形等	比較的起伏の少ない緩傾斜地(30°以内)で岩石等露出のないもの	15	緩傾斜地が多く一部急傾斜地(30°～40°)を通過し岩石露出の少ないもの	20		
周囲の状況及び林内の状況	周囲に人家、農耕地が多く、立木、雑木等植生の少ないもの	10	農耕地等がほとんど無く立木、雑木等中生地のもの	15	立木、雑木等密生地のもの	20
ヘアピンの有無	なし	0	1箇所あるもの	5	2箇所以上あるもの	10
構造物の種類等	構造物は簡易な石積、よう壁等の少ないもの	5				

4)直接費算出

A 人件費算出

(1)外業経費

(1.0 km当たり)

区 分		標準日数	測 量 内 訳		
種 別	地区別		予 測	本 測	照 査
主任技師	A	2.3	0.6	1.7	
	B	2.7	0.7	2.0	
	C	3.5	1.0	2.5	
技 師	A	4.5	0.6	3.3	0.6
	B	5.4	0.7	4.0	0.7
	C	7.2	1.0	5.2	1.0
技 師 補	A	7.7	0.6	6.5	0.6
	B	9.2	0.7	7.8	0.7
	C	12.3	1.0	10.3	1.0

備考 1. 予測とは本測は引き続き実施し、照査は図面作成後実施するものとする。

2. 測量構成は1組4人(主任技師1人 技師1人 技師補2人)とする。

イ)1日1班の測量基準(内訳)

功程 m

地区別	予 測	中心線測量	縦断測量	横断測量	照 査
A	1,800	600	1,700	1,000	1,800
B	1,500	500	1,500	800	1,500
C	1,000	400	1,000	600	1,000

ロ)1日1班の所要人員(内訳)

職 種	予 測	中心線測量	縦断測量	横断測量	照 査
主任技師	1	1			
技 師	1	1	1	1	1
技 師 補	1	2	2	2	1
普通作業員	5	6	4	4	2
計	8	10	7	7	4

ハ)1km当たり実施測量の所要人日数(内訳)

地区別	予 測	中心線測量	縦断測量	横断測量	照 査
A	0.6	1.7	0.6	1.0	0.6
B	0.7	2.0	0.7	1.3	0.7
C	1.0	2.5	1.0	1.7	1.0

ニ)実施測量所要人員内訳

(1.0km当たり)

地区別	職 種	予測	中心線測量	縦断測量	横断測量	照 査	計
A	主任技師	0.6	1.7	—	—	—	2.3
	技 師	0.6	1.7	0.6	1.0	0.6	4.5
	技 師 補	0.6	3.3	1.2	2.0	0.6	7.7
	普通作業員	2.8	10.0	2.4	4.0	1.1	20.3
B	主任技師	0.7	2.0	—	—	—	2.7
	技 師	0.7	2.0	0.7	1.3	0.7	5.4
	技 師 補	0.7	4.0	1.3	2.5	0.7	9.2
	普通作業員	3.3	12.0	2.7	5.0	1.3	24.3
C	主任技師	1.0	2.5	—	—	—	3.5
	技 師	1.0	2.5	1.0	1.7	1.0	7.2
	技 師 補	1.0	5.0	2.0	3.3	1.0	12.3
	普通作業員	5.0	15.0	4.0	6.7	2.0	32.7

(2)内業費

区 分		標準日数	内 訳	
種 別	地区別		図 化	積 算
技 師	A	2.2	2.2	—
		1.2	1.2	—
	B	3.0	3.0	—
		1.5	1.5	—
	C	4.1	4.1	—
		2.1	2.1	—
技 師 補	A	5.2	2.2	3.0
		4.2	1.2	3.0
	B	6.5	3.0	3.5
		5.0	1.5	3.5
	C	8.1	4.1	4.0
		6.1	2.1	4.0

※ 下段は、構造図作成を除外したもので、構造物等の構造図作成の必要がない場合は、下段を適用するものとする。

イ)内業内訳

(1.0km当たり)

地区別	職 種	図 化 内 訳				積 算	計
		平面図	縦断図	横断図	構造図		
A	技 師	0.4	0.4	0.4	1.0	—	2.2
	技 師 補	0.4	0.4	0.4	1.0	3.0	5.2
B	技 師	0.5	0.5	0.5	1.5	—	3.0
	技 師 補	0.5	0.5	0.5	1.5	3.5	6.5
C	技 師	0.7	0.7	0.7	2.0	—	4.1
	技 師 補	0.7	0.7	0.7	2.0	4.0	8.1

※ 構造図作成は、必要に応じ計上するものとし、該当ない場合は、減じて設計するものとする。

B 直接経費算出

(1)外業経費

区 分		標準歩掛	測 量 内 訳		
種 別	地区別	標準金額	予 測	本 測	照 査
旅費交通費	A	} 直接外業(技師)人件費日数による			
	B				
	C				
普通作業員	A	20.3人	2.8人	16.4人	1.1人
	B	24.3人	3.3人	19.7人	1.3人
	C	32.7人	5.0人	25.7人	2.0人
機械損料	A	} 直接人件費 × 0.005			
	B				
	C				

5) 諸経費算出

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は直接測量費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該直接測量費の額が該当する区分に応ずるものを乗じて算出するものとする。

直接測量費の区分	諸 経 費 の 率
50万円以下	91.2%
50万円を超え1億円以下	次の算出式により求められた率
1億円を超えるもの	51.7%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経费率 (単位 : %)
Y : 直接測量費 (単位 : 円)
A : 変数値 = 371.23
b : 変数値 = -0.107

諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

6) 消費税相当額

消費税相当額は、測量費に消費税の税率を乗じて得た額とする。

採択基準一覧表

	林業専用道(規格相当)(補助率は交付要綱の別表第1による)		森林作業道(補助率は交付要綱の別表第1による)
1. 事業実施主体	高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定められた要件のとおりに。		高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定められた要件のとおりに。
2. 工事雑費・事務雑費	—		—
3. 工事の施工方法	・請負施工 (※建設事業体との連携により建設事業体を実施する場合や、外部発注をしないことにより事業執行の迅速化が見込まれる場合を除く。なお、直営で施行する場合は、高知県林業専用道(規格相当)及び森林作業道設計・技術審査会(以下「審査会」)の審査を受けること。)		・直営施工 ・請負施工
4. 積算(直接工事)	森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃賃積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準(治山林道必携)		造林関係事業標準単価表に定める作業道開設単価を適用
5. 諸経費	森林整備保全事業設計積算要領(治山林道必携)		
6. 適用単価(査定設計)	・請負は、設計書作成に適用した月 ・直営は、事業着手(本体工事)した月		・請負は、設計書作成に適用した月(原則、全幅=3.0m以上) ・直営は、事業着手(本体工事)した月 (※全幅=3.0m未満の標準単価は、事業着手した月に属する単価)
7. 補助対象経費(査定方法)			
	ア 請負施工	① 請負金額+測量及び試験費+関連条件整備 ② 県で査定した事業費(査定設計)+測量及び試験費+関連条件整備 ③ 定額単価に延長を乗じた金額 ※①、②、③の中で最も低い金額を補助額とする	(原則、全幅=3.0m以上) ① 請負金額+測量及び試験費+関連条件整備 ② 県で査定した事業費(査定設計)+測量及び試験費+関連条件整備 ③ 定額単価に延長を乗じた金額 ※①、②、③の中で最も低い金額を補助額とする
	イ 直営施工	(※原則は請負施行とする。) ① 事業主体の積み上げ事業費+測量及び試験費+関連条件整備 ② 県で査定した事業費(査定設計)+測量及び試験費+関連条件整備 ③ 定額単価に延長を乗じた金額 ※①、②、③の中で最も低い金額を補助額とする	① 事業主体の積み上げ事業費+測量及び試験費+関連条件整備 ② 県で査定した事業費(査定設計)+測量及び試験費+関連条件整備 ③ 定額単価に延長を乗じた金額 ※①、②、③の中で最も低い金額を補助額とする
8. 測量及び試験費について	委託・直営		委託(原則、全幅=3.0m以上)・原則、直営
	(委託)ア 設計	見積書等を聴取し適正に契約すること	
	イ 測量	別記1-1を参照のこと	別記1-2を参照のこと(原則、全幅=3.0m以上)
	(直営)ウ 設計	事業体の積み上げ事業費	
	エ 測量	事業体の積み上げ事業費	
9. 構造規格	・高知県林業専用道作設指針に基づく ・林道規程・技術基準に準じる		・高知県森林作業道作設指針に基づく
	ア 設計速度	自動車道2級 (15km/hの場合)	—
	イ 車道幅員	車道幅員は3.0mとする。	—
ウ 路肩	※路肩幅員は、原則として側方余裕幅を0.3mとすることを基本とし、自動車の走行上の安全性の確保その他必要がある場合は、現地条件に応じた必要な幅に拡幅することができる。		高知県森林作業道作設指針に基づく
エ 全幅員	全幅員=車道幅員+路肩 全幅員は【3.6m】を基本とする。		3.0m以上(9t～13t級)、2.0～3.0m未満(3t～8t級)
オ 曲線半径	最小曲線半径は、原則として普通自動車道の諸元を示す最小回転半径の12m以上とする。なお、屈曲部の設計に当たっては、拡幅量、土工量、工作物の設置等現地の状況を踏まえ、コストの縮減が図られるよう総合的に検討するものとする。(緩和曲線は、8mとする。) ただし、地形条件、地域の作業システム、林業事業体の保有機械や既設路網の整備状況により、最小曲線半径を8m以上12m未満とすることができる。なお、この場合、別記1により林業事務所長又は林業事務所長に協議するものとする。 高知県林業専用道作設指針に定められた基準により難しい場合は、林野庁協議によるものとする。		高知県森林作業道作設指針に基づく
カ 縦断勾配	縦断勾配は原則7%以下とする。ただし、地形の状況により必要な場合には、縦断勾配を12%以下(延長100m以内に限り14%以下。このとき、前後の区間に100m程度の緩勾配区間を設ける。)とすることができる。		高知県森林作業道作設指針に基づく。 概ね18%以下、単区間に限り概ね25%程度とする。
キ 路盤	高知県林業専用道作設指針に基づく		高知県森林作業道作設指針に基づく ※概ね21%を超え危険が予想される場合は、コンクリート路面工を採用しても良いものとする。なお、施行地の土壌が、水分を含むと滑りやすい粘性土や赤土などの場合は、敷砂利等の必要な対策を講じること
ク 法面	高知県林業専用道作設指針に基づく		高知県森林作業道作設指針に基づく
ケ 排水施設	高知県林業専用道作設指針に基づく		高知県森林作業道作設指針に基づく
コ 擁壁等	高知県林業専用道作設指針に基づく		高知県森林作業道作設指針に基づく
10. 費用対効果	必須(森林施業は必要)		
11. 関連条件整備	事業の着手前の現地調査・森林所有者の同意の取付等とする(高知県木材安定供給推進事業実施要領第4の7の別紙を参照のこと)別添4を参考		
12. 支障木の伐採経費	伐採経費は、事業の中で計上できることとする。 ただし、森林所有者から無償譲渡を受け若しくは直接購入して、搬出する場合又は、丸太組工等へ伐採木を活用する場合は補助対象外経費とする		
13. 申請方法	事前申請(施工箇所及び区域を記した図面1/50,000及び1/5,000の施業図等)		
14. 市町村森林整備計画の搭載	事業着手前までには市町村森林整備計画に登録されていること。若しくは、登録予定であること。		長期の森林施業を行う場合は、必要に応じて市町村森林整備計画に登録すること。
15. 生産基盤強化区域等について	高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定められた要件のとおりに実施されていること。		
16. 支線を行う場合	支線を開設する場合は、別路線で実施すること		同じ路線名で可とする

別添4

関連条件整備の経費

技 術 者 給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有するもの（主任技師、技師等）の労賃 技術者給の算定については、高知県木材安定供給推進事業実施要領 別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品及び資機材（薬剤、なた等）の購入費（机、いす、書庫等汎用性のあるものを除く。）

搬出材積集計表

年度	
事業名	高知県木材安定供給推進事業
メニュー	間伐材生産又は省力・低コスト造林対策
市町村	

申請地 地区 番号	施行地番号	事業種目	事業主体	面積 (ha)	搬出材積(m3)					ha当たり 材積 (m3)	出荷先名称	備考
					用材 (m3)	末木枝条 チップ等 (t)	チップ等 換算率	末木枝条 チップ等 (m3)	合計(m3)			
合計												

(注) 1 「用材」の値は、整数止めとし、少数点以下は切り捨てる。
2 「末木枝条チップ等(t)」の値は、小数点1位止めとし、少数点2位以下は切り捨てる。
3 「末木枝条チップ等(m3)」の値は、整数止めとし、少数点以下は切り捨てる。
4 チップ等換算率は1.2とする(1トンあたり1.2立方メートル)。
5 「ha当たり材積」の値は、整数止めとし、少数点以下は切り捨てる。

社会保険等の加入実態状況調査表

事業体名	
年度	
事業名(メニュー)	高知県木材安定供給推進事業 (間伐材生産、省力・低コスト造林対策)
地区 番号	
事業実施期間	

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済			計	直営 ・ 請負別	雇用別	備考
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	中退共以外		中退共				
									加入	2点					
												0点			
												0点			
												0点			
												0点			
												0点			
合計											0点	現場監督費率			
平均												法定福利費率		0%	
											間接費率計		0%		

(注)1 「計の平均」の値は、整数止めとし、小数点以下は切り捨てる。